

4.11 難燃性能試験・評価方法

令第1条第六号（難燃材料）の規定に基づく認定に係わる性能評価は、4.11.0に規定する試験・評価方法の適用関係に従って、4.11.1 発熱性試験・評価方法又は4.11.2 ガス有害性試験・評価方法により行う。

4.11.0 試験・評価方法の適用関係

- (1) 本性能評価は、不燃材料(ただし、表面に化粧等が施されていないものとする。以下、同様とする。)、準不燃材料(ただし、表面に化粧等が施されていないものとする。以下、同様とする。)又は難燃材料(ただし、表面に化粧等が施されていないものとする。以下、同様とする。)の基材に化粧(基材の表面に基本的に意匠性を向上させるため施した塗料等の化粧仕上げ材)を施したもので、その化粧層の有機化合物(以下、「有機質」という)の合計質量(有機質の接着剤を使用する場合は、その接着剤の質量を含む。)が不燃材料の基材にあっては200g/m²以下のもの、準不燃材料又は難燃材料の基材にあっては100g/m²以下のもの若しくは予め基材の表面に木質系の材料等(せっこうボードのボード用原紙等)が施されている場合で、表面の木質系部分を含めた総有機質の合計質量(有機質の接着剤を使用する場合は、その接着剤の質量を含む。)が400g/m²以下のものにあっては、4.11.1 発熱性試験・評価方法を適用する。
- (2) (1)に掲げるもの以外の材料にあっては、4.11.1 発熱性試験・評価方法及び4.11.2 ガス有害性試験・評価方法を適用する。

4.11.1 発熱性試験・評価方法

1. 総 則

発熱性試験は、2に規定する試験体について、3に規定する試験装置を用いて、4に規定する条件を与え、5に規定する測定を行い、その測定結果が6に規定する判定基準を満足した場合に、合格とする。

2. 試験体

- (1) 試験体の材料及び構成は、原則として製品と同一とする。
- (2) 試験体は、製品から採取することを原則とする。ただし製品から試験体を採取して作製することが、技術的に困難な場合は、実際の製品の性能を適切に評価できるように材料構成、組成及び密度等を製品と同一にして試験体を作製する。
- (3) 試験体の個数は3個とする。
- (4) 試験体の形状及び寸法は、1辺の大きさが99mm±1mmの正方形で高さを50mm以下とする。
- (5) 製品の厚さと試験体の高さの調整方法は、次のイからハまでによるものとする。
 - イ. 製品の厚さが数種類ある場合は、試験は原則として製品の最小厚さを対象として行う。ただし、性能評価機関において別途実施した難燃性能試験の結果に基づき、製品の最小厚さが難燃性能を有することが明らかに認められる場合は、製品的最大厚さを対象とする。
 - ロ. 製品の最小厚さが50mm以下の場合は、原則として最小厚さの製品とする。
 - ハ. 製品の最小厚さが50mmを超える場合は、原則として試験体に含まれる有機化合物(以下、「有機質」という)の合計質量が最大となるようにする等、防火上有利とならないように考慮し、火熱にさらされるおそれのない裏面側を削りして高さを調整する。

5. 測定

- (1) 酸素、一酸化炭素及び二酸化炭素の濃度を5秒以内の間隔で測定する。
- (2) 発熱速度 (q) は、次の式により算出する。

$$q = \frac{1.10 E (X^0_{O_2} - X_{O_2})}{V_{298} (1.105 - 1.5 X_{O_2})}$$

ここで、

$$V_{298} = C (\Delta p \cdot T_e)^{1/2} / 350 \quad (25^\circ\text{C} \text{におけるダクト内流量})$$

$$E = 17.2 \times 10^3 \text{ kJ/m}^3$$

$X^0_{O_2}$: 1分間のベースライン測定による酸素濃度の平均値
 X_{O_2} : 試験中の酸素濃度の測定値

単位面積当たりの発熱速度 (q'') は、

$$q'' = q / A_s$$

ここで、

$$A_s : \text{試験体の初期の暴露面積 (0.0088 m}^2)$$

C (オリフィス係数) は、規定の排気流速の下で、5に規定する測定で発熱速度が $q_b = 5\text{kW}$ $\pm 0.5\text{kW}$ に相当する流量のメタンを燃焼させた際の酸素濃度 (X_{O_2}) 及び差圧 (Δp) から、次の式により算出する。

$$C = q_b / (\Delta h_c / r_o \times 1.10) (T_e / \Delta p)^{1/2} (1.105 - 1.5 X_{O_2}) / (0.2095 - X_{O_2})$$

ここで、

q_b : 供給されるメタンの発熱速度

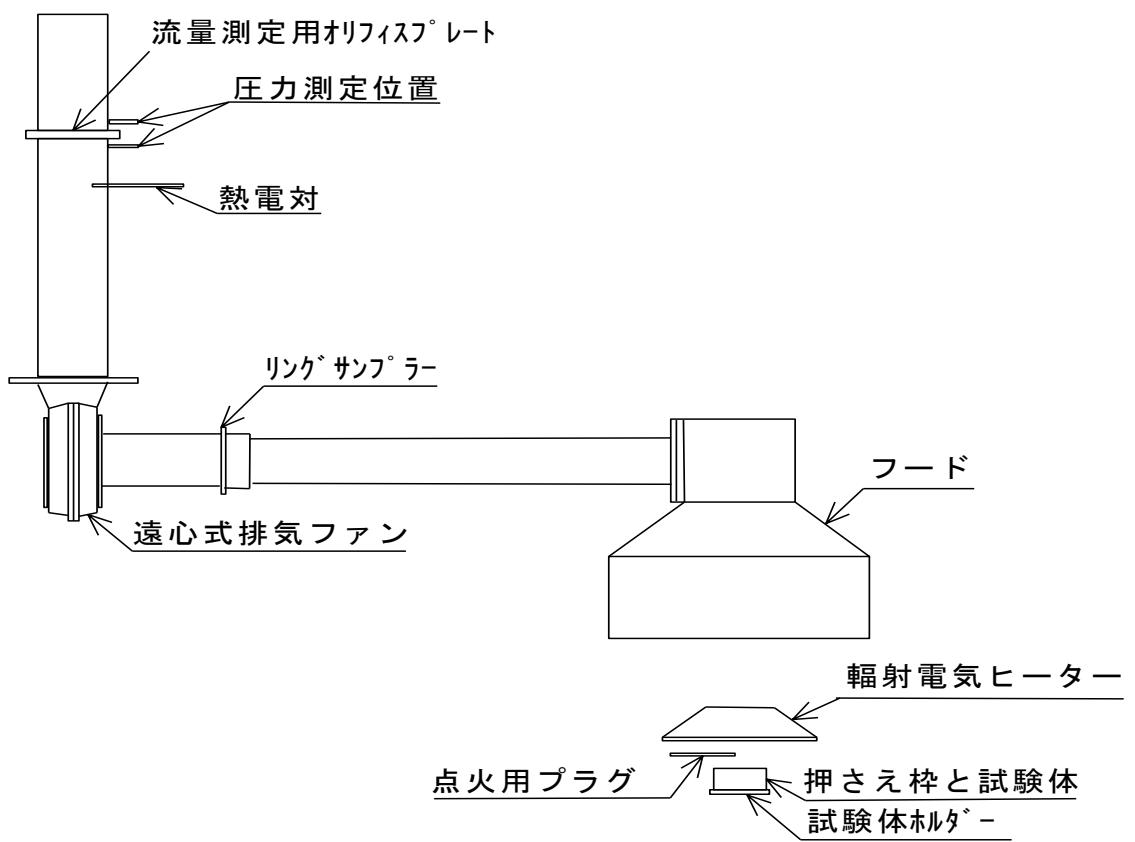
$\Delta h_c / r_o$: メタンの場合は $12.54 \times 10^3 \text{ kJ/kg}$

T_e : 排気ダクト内のガス温度 (2方向ピト一管の付近で計測した値)

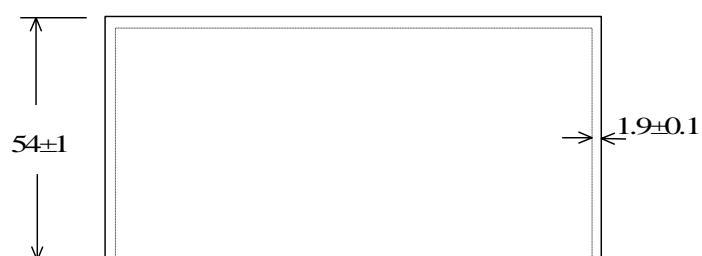
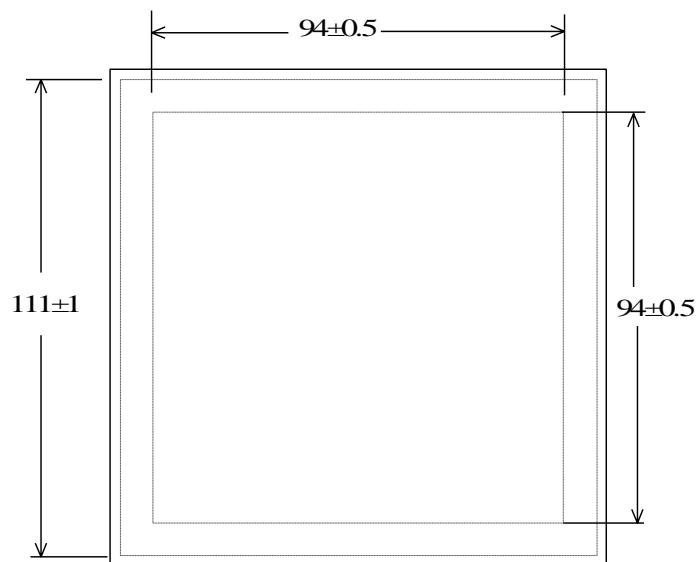
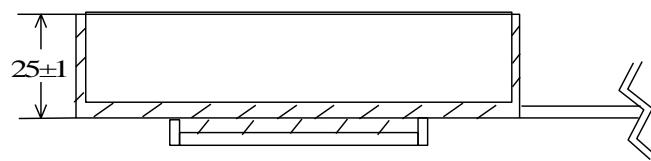
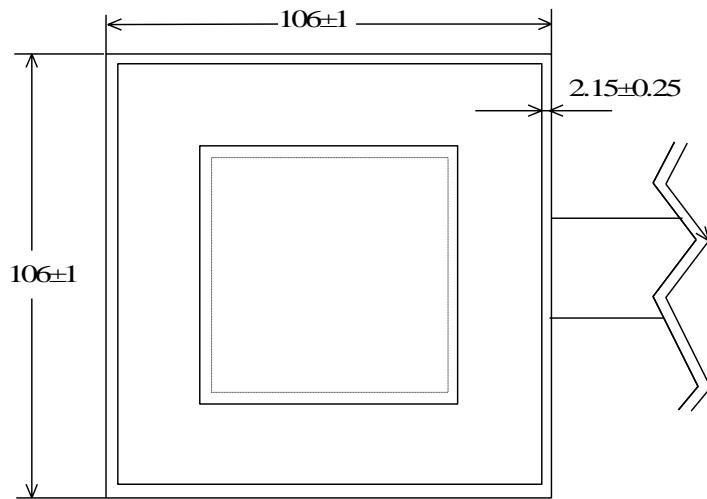
6. 判定

加熱試験の結果、各試験体が次の基準を満足する場合に合格とする。

- (1) 加熱開始後5分間の総発熱量が、 8MJ/m^2 以下であること。
- (2) 加熱開始後5分間、防火上有害な裏面まで貫通する亀裂及び穴がないこと。
- (3) 加熱開始後5分間、最高発熱速度が、10秒以上継続して 200kW/m^2 を超えないこと。



別図1 試験装置概要（単位：mm）



押さえ枠

別図2 試験体ルダ-と押さえ枠（単位：mm）

4.11.2 ガス有害性試験・評価方法

1. 総則

ガス有害性試験は、2に規定する試験体について、3に規定する試験装置を用いて、4に規定する試験条件を与える、5に規定する測定を行い、その測定結果が6に規定する判定基準を満足した場合に合格とする。

2. 試験体

- (1) 試験体の材料及び構成は、実際のものと同一とする。
- (2) 試験体は、製品から採取することを原則とする。ただし製品から試験体を採取して作製することが、技術的に困難な場合は、実際の製品の性能を適切に評価できるように材料構成、組成及び密度等を製品と同一にして試験体を作製する。
- (3) 試験体の個数は2個とする。
- (4) 試験体の形状及び寸法は、1辺の大きさが220mm±10mmの正方形で、厚さは15mm以下とする。
- (5) 製品の厚さと試験体の厚さの調整方法は、次のイからホまでによるものとする。
 - イ. 製品の厚さが数種類ある場合は、試験は原則として製品の最小厚さを対象として行う。ただし、性能評価機関において別途実施した難燃性能試験の結果に基づき、製品の最小厚さが難燃性能を有することが明らかに認められる場合は、製品の最大厚さを対象とする。
 - ロ. 製品の最小厚さが15mm以下の場合は、原則として最小厚さの製品とする。
 - ハ. 製品の最小厚さが15mmを超える場合は、原則として試験体に含まれる有機化合物（以下、「有機質」という）の合計質量が最大となるようにする等、防火上有利とならないように考慮し、火熱にさらされるおそれのない裏面側を切削して厚さを調整する。
- (6) 壁紙、塗料その他の化粧仕上げ材料（以下、「仕上げ材」という）等で数種類の下地材（以下、「基材」という）の表面化粧材として使用され、基材と一体化されて製造される製品の試験体作製方法は、次のイからハまでによるものとする。
 - イ. 試験体は、原則として製品と同じ基材を使用し、製造方法等も同一として製品化されたものを対象とする。
 - ロ. 試験体に使用する基材の厚さは、最小厚さのものを対象に試験体を作製する。
 - ハ. 製品での基材が数種類ある場合は、次の基材を標準基材として試験体を作製する。
 - ① 金属板を除く数種類の不燃材料を基材に使用する場合
 厚さ12.5mmのセッコウボード（不燃材料）
 - ② 金属板（鋼板等を含む）及びセッコウボード（不燃材料）を除く数種類の不燃材料を基材に使用する場合
 公称厚さ10mm以下、比重0.8の纖維混入けい酸カルシウム板（不燃材料）
 - ③ 金属板（鋼板等を含む）を基材に使用する場合
 厚さ0.27mm（原板厚さ）の亜鉛めつき鋼板
 - ④ 数種類の準不燃材料を基材に使用する場合
 厚さ9.5mmのセッコウボード（準不燃材料）

示す位置に設置した外径 1.5 mm (1.6 mm) の熱電対 (JIS C 1605 (シース熱電対) : タイプK) で測定した排気温度が次の表に掲げる数値を 20°C 以内の誤差で再現できるようにする。ただし、試験開始時の排気温度 (以下、「初期温度」という) は、50°C 以下とする。

経過時間 (分)	1	2	3	4	5	6
排気温度 (°C)	70	85	100	140	170	195

- (2) 裏蓋を開放して排気温度が 50°C 以下になるように加熱炉を冷却する。
- (3) 被検箱内の温度を 30°C 以下とし、マウス (dd 系又は ICR 系のメスで週令 4 から 5、体重 18 g から 22 g のものとする) を 1 匹ずついた回転かご 8 個を被検箱内に設置する。
- (4) 1 次空気供給装置から 3 L/分、2 次空気供給装置から 25L/分の空気を供給する。
- (5) 被検箱からの排気量は 10L/分とする。
- (6) 初めに副熱源 (プロパンガス) で、3 分間加熱した後、さらに主熱源 (1.5kW) を加えて 3 分間加熱する。
- (7) 加熱終了とともに、加熱炉への空気の供給及び被検箱からの排気を停止する。

5. 測 定

加熱を始めてからマウスが行動を停止するまでの時間を個々のマウス毎に、加熱開始後 15 分を経過するまで記録する。

6. 判 定

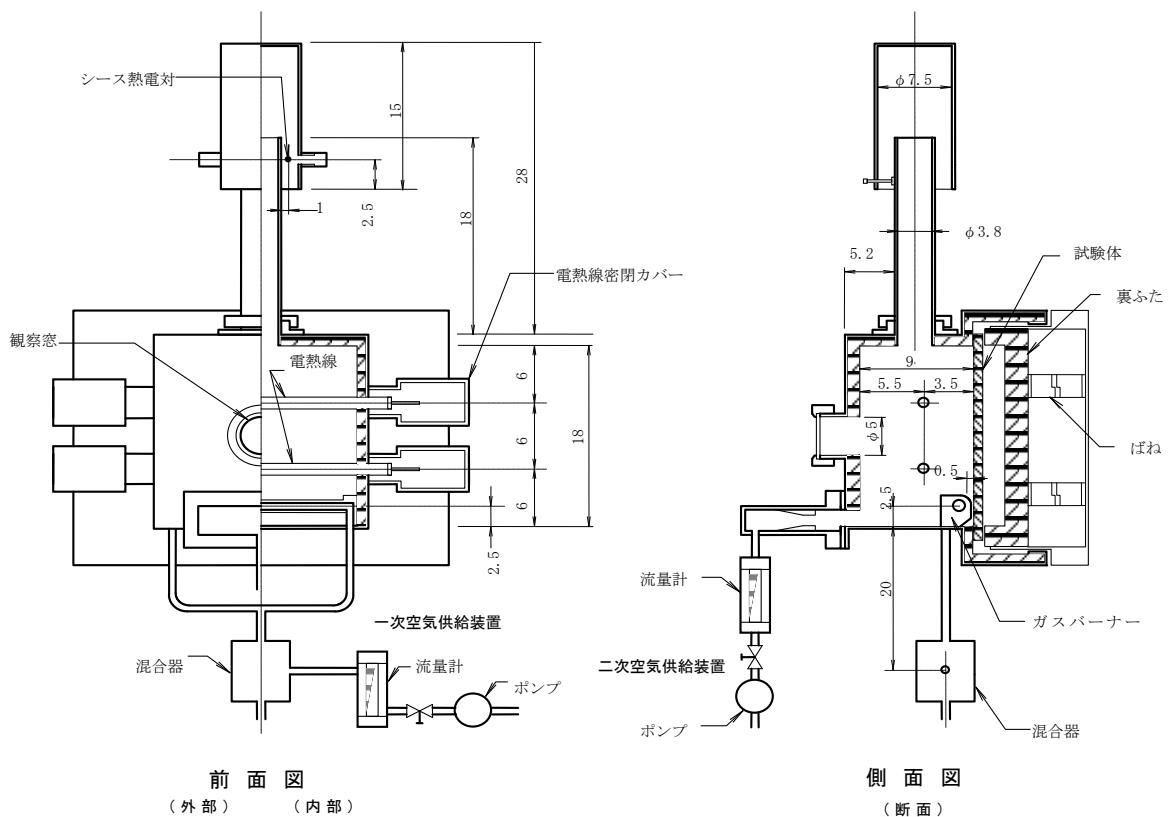
加熱試験の結果、各試験体が次の式で求めたマウスの平均行動停止時間 (X_s) の値が 6.8 分以上の基準を満足する場合に合格とする。

$$X_s = X - \sigma$$

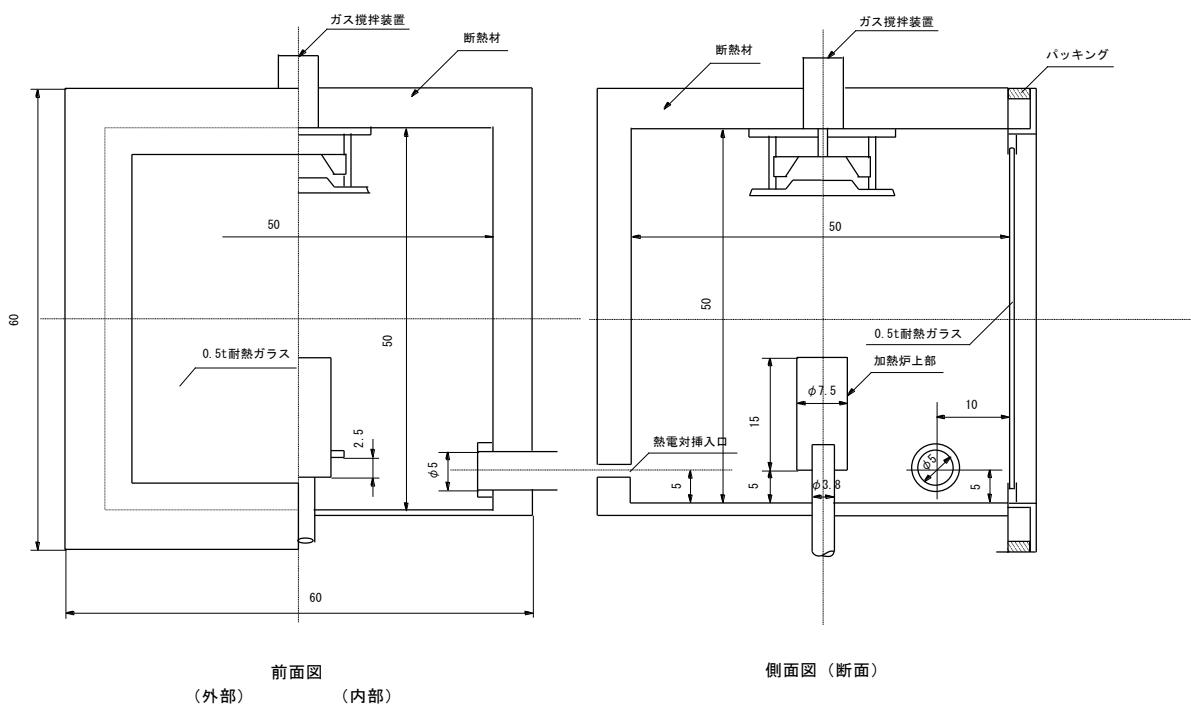
この式において、 X 及び σ は、それぞれ次の数値を表すものとする。

X : 8 匹のマウスの行動停止までの時間 (マウスが行動を停止するに至らなかつた場合は、15 分とする) の平均値 (単位: 分)

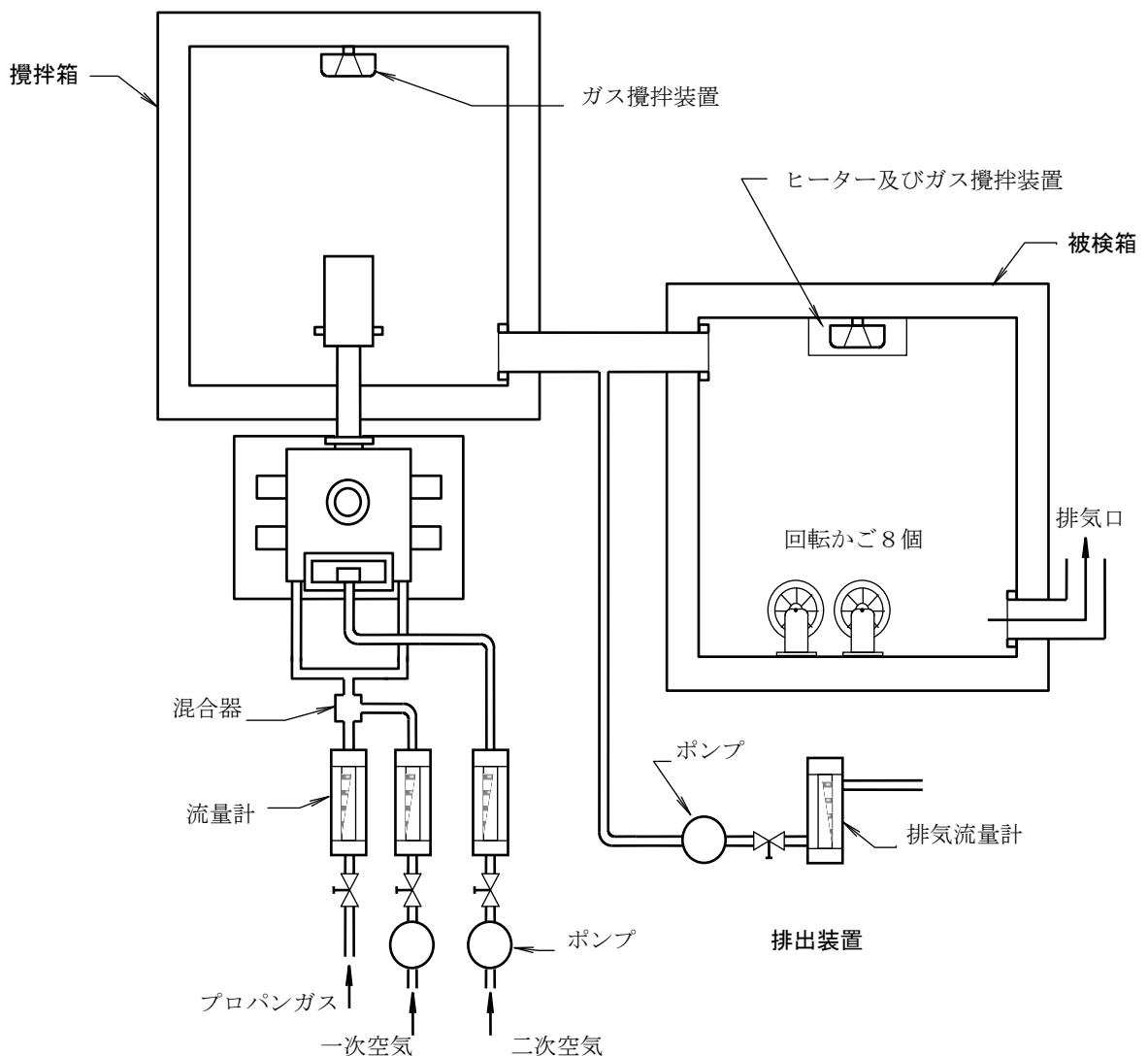
σ : 8 匹のマウスの行動停止までの時間 (マウスが行動を停止するに至らなかつた場合は、15 分とする) の標準偏差 (単位: 分)



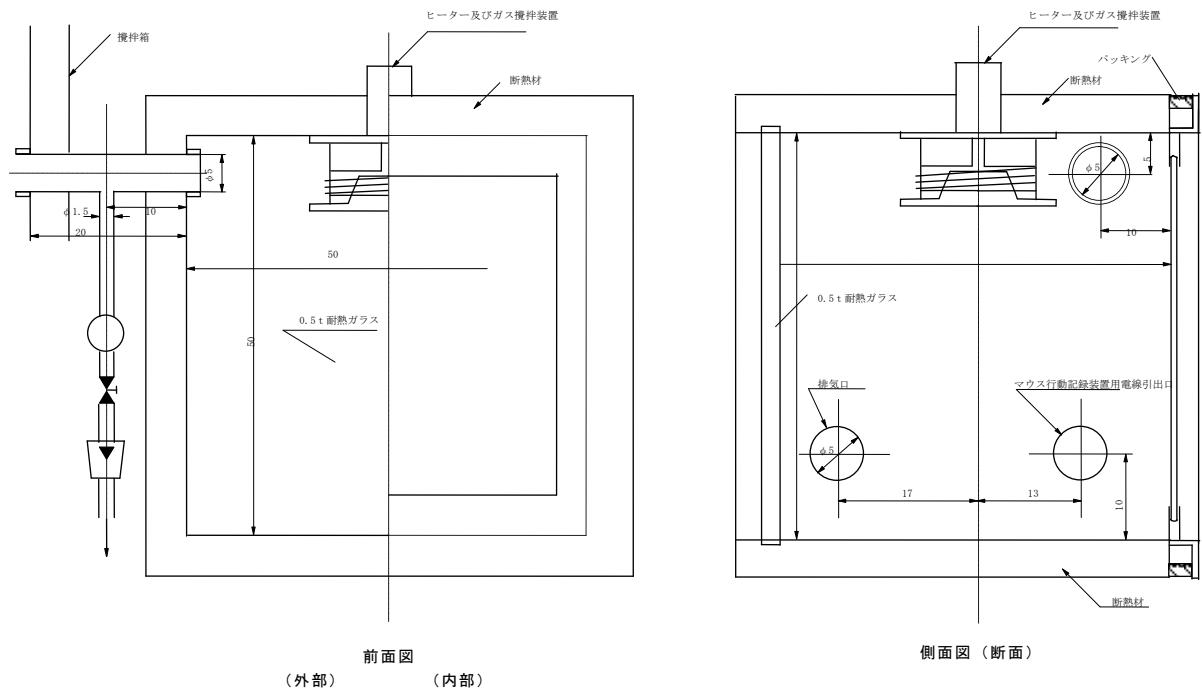
別図1 ガス有害性試験の加熱炉 (単位 : cm)



別図2 搅拌箱 (単位 : cm)



別図3 装置流路図

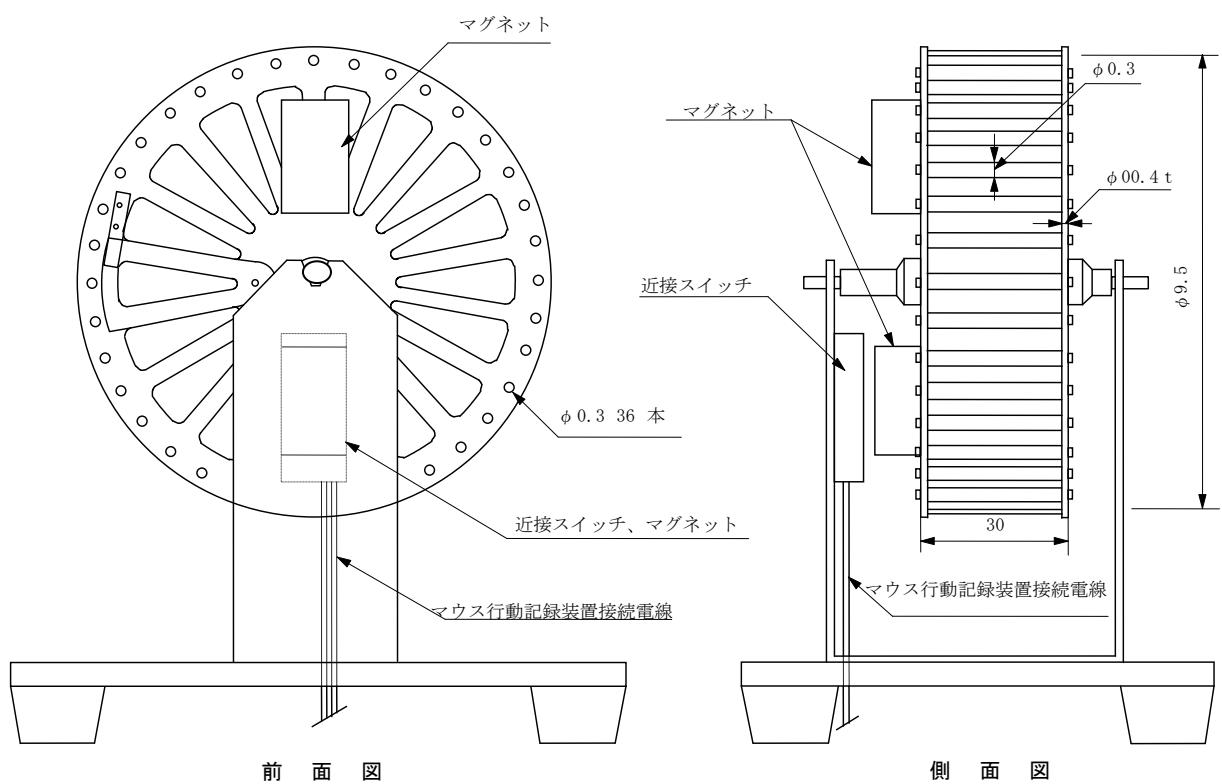


前面図

(外部) (内部)

側面図 (断面)

別図4 被検箱 (単位 : cm)



前 面 図

側 面 図

別図5 回転かご (単位 : cm)

5. 性能評価書

性能評価書は、次の項目について記述したものとする。様式その他については別に定めるものとする。

- (1) 評価機関名、評価番号、評価完了年月日
- (2) 性能評価の区分
- (3) 評価報告（試験結果の概要、考察、評価のまとめ）
- (4) 申請者名（会社名、代表者名、住所）
- (5) 件名（構造方法又は建築材料の名称）
- (6) 構造説明図（別添）
- (7) 構成材料等の仕様（別添）
- (8) 施工方法（別添）

（附則）

この性能評価業務方法書は、平成 12 年 6 月 1 日より施行する。

（附則）

改定後の業務方法書は、平成 12 年 9 月 21 日より施行する。

（附則）

改定後の業務方法書は、平成 14 年 3 月 26 日より施行する。

（附則）

改定後の業務方法書は、平成 15 年 8 月 11 日より施行する。

（附則）

改定後の業務方法書は、平成 16 年 3 月 26 日より施行する。

（附則）

改定後の業務方法書は、平成 18 年 3 月 1 日より施行する。

（附則）

改定後の業務方法書は、平成 22 年 6 月 1 日より施行する。

（附則）

改定後の業務方法書は、平成 23 年 12 月 1 日より施行する。